

未解放部落の社会構造的意味

横 山 勝 英

はじめに

未解放部落に関する従来の学説では、ほとんどが相違が差別に繋がるという前提のもとに論ぜられてきたが、本稿ではむしろ「評価の判定規準」に基づく差別が「事実」としての相違を基礎づけているという前提のもとに、部落の社会構造的意味について考察しよう。このことは、部落差別がどのような意識的・集团的・歴史的状況の中でどのように決定されてくるかという問題であると考えてもよいだろう。

さて、現在の未解放部落を論ずるには、まず部落の形成過程を論じなければならない。しかし、部落の形成過程はそれぞれの地域に応じて異なっており、その結果一概には論じがたい。部落の形成過程は、近世における領有関係の相違や社会全体の状況に応じて異なっているからである。すなわち、部落は、それぞれの地域に応じて、それぞれの時期に、特有の特権と社会的機能を持ち、近世封建制、特に幕藩支配体制の維持と密接に関連しているのである。封建社会は、(1)武士の組織力に依存して成り立っている軍事社会の秩序の面、(2)「むら」というかたちで存在する村落共同体から成り、社会的単純再生産によって維持されている農業社会の秩序の面、さらに(3)出自にもとづく地位の体系によって維持された身分社会としての秩序の面を持ち、これら3つの秩序のヒエラルヒーの対立あるいは混合したものと考えることができる。そしてこれら3つの特質は、幕藩支配権力の3つの機能、すなわち(1)軍事編成、(2)年貢の支配、(3)政治制度に基礎をおく身分制の維持と密接な関連をもっている。

本稿では、このような見地から、岡山藩を中心に松江藩その他の未解放部落の形成過程の比較研究の一端を紹介しながら述べよう。

理論社会学上の問題としては、全体社会が果して近世においても成り立っていたかどうか、もし成り立っていたとすればどのレベルで成り立っていたのか、また未解放部落は全体社会に対してどのように関連していたのかを考慮しなければなら

ない。

分析方法としては、史料だけでは見出しにくい客観的結果を把握するため、マッピング法を利用し、あるいは部落の社会的機能を中心に分析した。機能的な面の分析は、完結性をもった社会において客観的・表面的な結果を問題にする場合には有効であると考えられる。しかし、機能関係は権力関係が合理化され、表面化したものであることを忘れてはならない。厳密な比較研究は他の機会に譲る。

1. 部落形成の歴史的背景

(1) 部落の成立時期

未解放部落の成立時期に関しては、一般に、地域的・職業的差別がはっきりと現われ、封建権力によって差別の制度化が行なわれた戦国時代以降に求められている。ところが、地域的に部落の成立時期をみると、必ずしも一般論ではかたづけることができず、したがって個々の部落をとりあげた場合は論をまたない。本稿では、特に近世における藩領別の部落の形成過程の比較に焦点を合わせて論じることとしよう。藩領別に比較する理由は、幕藩体制が徳川幕府を頂点としながらも徳川家は絶対権を有するのではなく、地域連合体という面をもっており、藩の中にはあらゆる面でかなりの自律性、独自性を有しているものもありその藩は社会を統合する関係枠としての「全体社会」に該当すると考えられるからである。ここで全体社会というのは、あらゆる面で自律性を有し他との落差が大きく、結合の網の目が格別に集中している範囲であって、その構成要因として、(1)分業組織、(2)階層または階級、(3)統治組織の3つの面が考えられる。次に例にあげる31万5000石の岡山藩や18万6000石の松江藩などは全体社会が成り立っていると考えてよいだろう。

さて、備前では、中世後期以降、守護勢力が松田氏→赤松氏→山名氏→赤松氏へと絶えざる権力闘争の過程を経て、やがて赤松氏の家臣浦上氏、さらにその家臣宇喜多氏へと支配権が移り、宇喜

多直家、同秀家に至って大名領国制の基盤が確立された。直家・秀家父子は、吉備沃野の中心であり、かつ海陸交通の要衝である岡山に近世的な城下町の建設に着工し、文禄から慶長にかけて領内各地から有力な商工業者を城下町へ集めて町作りを行なったが、その頃に赤坂郡矢原村から穢多といわれた人を「遠方に居申候ては御用之手筈あひ不申候間」として岡山城下に近い御野郡国守村に呼び寄せ國中穢多頭にしており、¹⁾ 国守村にある真言宗妙見山常福寺を國中穢多寺とした。このことは、常福寺が「此寺は國中屠者の寺にして、寺僧も彼が中より出るによりて、里民此寺によらず」とあり、²⁾ 今は慶長元年(1596)在銘の大日如来が本尊であるという伝承が残っているということからも推定される。³⁾

宇喜多直家・秀家父子は他に現在の未解放部落の原流となった人々の配置をも行っていることが伝承から推定される。すなわち、岡山市大寺久保の馬場部落の場合は、直家が窪八幡宮の宮番として塚本という姓の人を置いたのが今の部落のもとになったという伝承があり、また倉敷市林にある部で落は、大宝の頃に熊野神社の御神体の奉従者として紀州熊野より来たという言い伝えがある。⁴⁾ その外、和気郡備前町香登の西奥部落では、秀家の家来の長船紀伊守が朝鮮征伐の際に連れていった香登西村の長吏六助という者が現在の部落の祖先であるという。⁵⁾ これらの部落は、いずれも江戸時代以前に権門・社寺の隷属民であったものが江戸時代になって周辺のコミュニティとは全く異質のものとして疎外され、次第に部落を形成していったのである。

ところで、城下町の建設に際し、穢多とか皮田(皮多・皮太・川田等々)とかいわれた人々を召致した例は各地に見られ、たとえば加賀藩では、前田利長が慶長11年(1606)には金沢城下のはずれに皮田といわれた人々を播磨から移住させており、同14年(1609)にも高岡城下へ近江国木ノ本の皮多といわれた人を移住させている。⁶⁾ 伊予の松山藩でも蒲生忠知が城下町経営に着手した頃、近江国日野から穢多といわれた人々を町人とともに召致しており、蒲生知郷が近江国日野から松ヶ島へ転封した天正12年(1584)および天正16年(1588)の城下町松坂の建設の際にも、日野をは

じめ伊勢の各地から穢多といわれた人々を集めており、寛永年間綾部に転封した九鬼氏も鳥羽から移住させている。⁷⁾ 皮田といわれた人々の召致は城下町の建設に際して、領内に武具・馬具などに必要な皮革を確保するために行なわれた場合が多いが、備前の場合、宇喜多秀家が城下近辺へ召致したのは、皮田村からではなく穢多村からであったことに留意するならば、単なる皮革生産だけが目的であったとは思われないが、國中穢多寺にされた常福寺は、天明2年(1782)頃一時無住となって檀徒はほとんど無信仰に近い状態になっらしく、⁸⁾ そのためか古い過去帳が全然残っていないので詳しいことはわからない。出雲地方では、戦国大名尼子氏が賤民視されていた國中の茶笥の頭である富田の鉢屋といわれた人々に手槍長刀を持たせたり、鎧遣を10人1組として十阿弥と称して戦場へ従軍させたり、あるいは郡郷を分配して鉢屋に支配させて盗賊などの防ぎとして利用していることから、⁹⁾ 宇喜多秀家が國中穢多頭を置き、國中穢多寺を設置して、領内に散在する部落を統合し、支配下に置き、軍事・警察の末端的役割を課して利用しようとしたのかも知れない。

さて、江戸時代以前の賤民といわれた人々のあり方は、江戸時代以降の賤民制度のあり方と密接な関連をもっているといえるが、次に備前の岡山藩の場合を出雲の松江藩の場合との比較において述べよう。

(2) 藩成立期の諸事情

備前において大名領国制の基盤を確立した宇喜多氏は、織豊大名であったことと、内部事情から慶長5年(1600)没落し、代って小早川氏が入封するが在城2年で若死し、嗣子がなかったので断絶した。しかし、両領主ともその支配領域は後の岡山藩とはかなり異なっているため、岡山藩の本格的な成立は慶長8年(1603)に姫路藩主池田輝政の第2子忠継の領知(実際には長男利隆の備前監国)に、さらに実質的には寛永9年(1632)宗家筋の池田光政が鳥取から移封したことに求められる。

池田氏はもとは織豊政権によって取立てられた大名であったので徳川幕府によって数度の転封・減封が行なわれ、光政は因幡・伯耆32万石に減封

の上で元和3年(1617)姫路から鳥取へ移封されさらに鳥取から備前31万5000石へ入封してきた外様大名であった。岡山藩が大藩であり、外様大名であり、転封されてきた大名であって、しかも藩財政も安楽ではなかったという条件は、藩の賤民政策に大きく影響する。すなわち、藩体制確立期にあつては、士鉄砲・徒の増強が中心ではあつたけれども、軍事力の強化を行なわねばならなかった。その際、武具・馬具などの軍需品のための皮革生産者を領内に確保しておく必要があつた。光政が寛永9年(1632)に岡山へ入封した時に前藩主から送られた寛永の国絵図においては「エタ」はもちろん「カワタ」も記されていないのが正保2～3年(1645～6)頃のものと思われる正保の国絵図並びに「備前国九郡之帳」¹⁰⁾には「カワタ(かはた村)」と記された所が10カ所あるが、これは当時すでに斃死牛馬・小動物などの皮を剥ぐことによって生活していたカワタと呼ばれていた人々を公認というかたちで「カワタ」を設置したのである。このことは、池田利隆の備前監国のときに行なわれた慶長の検地帳において「川田」という言葉がつかわれている¹¹⁾ことから推定される。ところで、小動物の皮を剥ぎ肉食していたのは、ここに公認された「カワタ」といわれた人々以外にも居て「穢多」と呼ばれていた。¹²⁾光政の存命中においては穢多といわれた人々が藩権力によって意図的に差別され利用されたという形跡はなく却って天地万物の一体性を説く陽明学を光政に勧め、仁政の具体化を説き、天下の生産力の担い手たる百姓を重要視し、世のそこないになる人外の人としての遊民の対策を唱えた熊沢蕃山の影響が大きく、¹³⁾岡山藩では賤民視されていた人々も早くから農業を営んでいるという特徴がみられる。

以上のように、岡山藩政の初期においては、賤民視された人々が藩権力によって利用されたのは「カワタ」といわれた人々が身分差別としてではなく、武具・馬具などに必要な皮革生産の確保のためのみであつたのに対し、松江藩における賤民政策は少し異なっていた。

出雲では、戦国時代には京極氏の支族尼子氏が守護代として勢を振ったが、永禄9年(1566)毛利氏に滅ぼされ、江戸時代には、慶長5年(1600)堀尾忠氏が遠江浜松より出雲大瀬の富田城に

はいり、父堀尾吉晴が慶長12年(1607)松江に築城を開始し、忠氏の没後慶長16年(1611)松江に移り、嫡孫忠晴が就封したが、寛永10年(1633)忠晴の没後廃絶となった。翌年京極忠高が若狭小浜から入封、出雲・隠岐26万4200石を治めたが、3年後に病没したため、これまた短期で断絶し、寛永15年(1638)松平直政が信濃松本より入封18万6000石となった。このように、松江藩では、近世初頭の大切な時期に、藩主の交替が重なつたので、藩政の確立時期を一代の英主に求めることもできず、また賤民に関する初期の史料もなさそうなので、各藩主がどのような賤民政策をとっていたかはきりわからないが、史料の関係上、親藩としての松平直政以後に焦点を合わせて述べよう。

松平直政は、家門であつて、政治的条件としては、かなり恵まれた前提のもとに入封したと考えてよいだろう。世はすでに三代將軍下の治政であり、直政は堀尾・京極によってしかれたかなり藩政の安定したルールをうまく保ち、延長すればよかった。しかしながら、松平初政の財政状態はあまりはかばかしくなかったようであり、年貢率はおおよそ6公4民ぐらいが標準であつたらしく、きわめて高年貢であつた。しかも、そのような高年貢をとりながらも、藩庫はかならずしも豊かではなく、しばしば家臣の俸禄を引下げる始末であつた。二代綱隆の初政である寛文11年(1671)、赤字は7万3955俵、翌年同じく8万6525俵の不足をつけている。そしてついに延宝2年(1674)には、藩札を発行して財政の穴埋めをせざるを得なくなった。このような藩成立期の諸事情において藩支配体制の維持を計るために、賤民といわれた人々が利用されたことはいうまでもない。その際に、松江藩では、皮革生産はやはり「カワタ」(皮太、皮多)といわれた人々が行なっていたが、¹⁴⁾賤民政策の主なる対象となつて利用されるようになるのは、戦国時代以来の出雲地方の賤民の中核として機能してきた鉢屋といわれた人々であつた。すなわち、岡山藩では、前述のように、池田光政の存命中、すなわち、天和2年(1682)までは、「カワタ」といわれた人々を皮革生産のために利用しただけであつたのに対し、松江藩では、明暦元年(1655)より開始され、寛文8年(

1668) の大旱害で失敗に終わった意宇郡古志原の開拓において、すでに鉢屋といわれた人々を、開拓移住民の取締りのために、東津田より移住させている。¹⁵⁾ また、延宝6年(1678)より本格的に行なわれた神門郡荒木村湊原開拓においても、鉢屋が開拓民取締りのために移住させられている。¹⁶⁾ しかも、天府3年(1683)にも藩は荒木村からの申し出により、取締りのために鉢屋を移住させているが、屋敷料田地を与えて開墾させ、鉢屋の定住を図っている。¹⁷⁾

以上のことから、松江藩政の初期では、「カワタ」(皮太、皮多)といわれた人々を皮革生産に使っていたことはいうまでもないが、寛文8年(1668)にはすでに、鉢屋といわれた人々を新田開発の際の取締りに使っているのであった。

以上のような歴史的背景のもとに部落は形成されていくのであるが、次にこのような部落の形成過程を社会の統合枠として役立つ全体社会からみてみよう。

註

- 1) 池田家文書『撮要録』(刊本)上, p. 82.
- 2) 和田伊正『備陽国誌』(『吉備郡書集成』第1輯所収, p. 154.)。また大沢惟貞『吉備温故秘録』(『吉備郡書集成』第7輯所収)には、「真言宗妙見山常福寺宝泉坊屠児の寺なり」とある。
- 3) 常福寺の伝承については、菊池山哉『日本の特殊部落』p. 983. 参照。
- 4) 吉備郡書集成でこれらの神社の由来をみると、全く根拠のないものとはいえない。
- 5) 和気郡教育会編『和気郡誌』明治42, p. 548.
- 6) 渡辺実『未解放部落史の研究』p. 460., 成沢栄寿「加賀藩賤民制の確立過程(一)」(『部落問題研究』第12輯所収, p. 45.)
- 7) 西田彦一「都市部落の問題」(藤岡謙二郎編著『現代都市の諸問題』所収, p. 186.)
- 8) 三好伊平次『同和問題の歴史的研究』p. 259.)
- 9) 浜田孝志『近世賤民制の研究—出雲地方を中心として—』pp. 6—11., 島根県史編纂係編『島根県史』第8巻, p.p. 488—492.
- 10) 寛永の国絵図, 正保の国絵図とも岡山大学附属図書館蔵。
- 11) 中尾誠「備前誌における所謂部落に関する一考察」(『岡山史学』第4号, 所収, p. 50.)
- 12) 「率章録」延宝6年, (『吉備郡書集成』第4輯

所収, p. 152.)

- 13) 熊沢蕃山が岡山藩政に与えた影響に関しては、牛尾春夫『熊沢藩山思想と略伝』参照。
- 14) 上野富太郎・野津静一郎編『松江市誌』p. 616. 浜田孝志, 前掲書 p. 13.
- 15) 『島根県史』第9巻 p. 280. 浜田孝志, 前掲書 p. 16.
- 16) 『島根県史』第9巻 p. 292. 浜田孝志, 前掲書 p. 16.
- 17) 『島根県史』第9巻 p. 293. 浜田孝志, 前掲書 p. 16.

2. 全体社会からみた部落

(1) 部落の分布

部落は、規模別にみると、各地方において異なった分布形式をとっており、中国地方の場合は、規模の小さなものが多い。¹⁾ 中国地方の部落数は、鳥取・島根・山口・岡山・広島順に多く、これらの総計は全国で一番多く、22.3%を占めている。²⁾ 地方によって部落の分布が異なるのは、これら地方のさまざまな歴史的・文化的性格に関係しており、特に中世や近世における地域社会のあり方と密接に関連しているように思われる。次に岡山藩領と松江藩領における部落の分布を中心に述べよう。³⁾

第1表 岡山藩、松江藩領における部落を含む空間の分布

8 km平方当 りの部落数	岡 山 藩 領		松 江 藩 領	
	地区数	比率(%)	地区数	比率(%)
0	18	34.6	5	14.7
1	11	21.5	14	14.2
2	4	7.6	8	23.6
3	8	15.3	4	11.7
4	5	9.6		
5	3	5.7	2	5.9
6	1	1.9		
7			1	2.9
8	1	1.9		
16	1	1.9		
計	52	100.0	34	100.0

第1表は、岡山藩領と松江藩領における部落を含む空間の分布を示すものである。マッピングより藩領を8 km平方の空間に区画した場合、その空

間内に含まれる部落の数は、岡山藩領では平均値2.077であり、松江藩領では平均値1.441であり、岡山藩領の方が藩領面積に対して占める部落数の割合が多い。

第2表 岡山藩領、松江藩領における戸数別部落分布

部落の規模 (戸数)	岡山藩領の場合								計
	1	2	6	11	26	51	101	201	
岡山藩領	7	18	15	26	24	11	5	2	108
松江藩領	1	23	14	16	4	1			59
部落数 %	6.5	16.7	13.9	24.1	22.2	10.2	4.6	1.9	100
部落数 %	1.7	39.0	23.7	27.1	6.8	1.7			100

第2表は、岡山藩領と松江藩領における戸数別部落分布であり、両方とも部落の規模は小さいが特に松江藩領では、5戸以下の規模の部落が全体の40.7%を占めている。

第3表 8km平方に区画した場合の部落分布による地区分布

岡山藩領の場合				松江藩領の場合	
部落なし	18	BCEE	1	部落なし	5
B	3	ABCDE	1	B	7
D	3	BBCCF	1	C	4
E	2	CDDEG	1	D	2
F	2	BDDDEF	1	E	1
G	1	BCDDEEFG	1	BB	1
AB	1	DDDDEEEEF		BC	1
CC	1	FFFGGH	1	BD	2
CF	1			BE	1
EE	1			CC	1
ABC	1	凡 例		CE	1
BDE	2			DD	1
CCD	1			ADD	1
DDD	1			BBE	1
DDE	1			BCD	1
DEE	2			CCC	1
AACH	1			BBDEF	1
ABBB	1			BCCDD	1
ABCF	1			BCCDDD	1
BCDE	1				

第3表は、藩領を8km平方に区画した場合の部落分布による地区分布である。8km平方当りの部落の数を異にすることによってどのような相違があるかが問題となるが、規模によって部落が密集形態をとるかあるいは分散形態をとるかという区

別を示す第4表と合わせて推量してみよう。

第4表 規模別部落分布

部落の規模	岡山藩領の場合						計	松江藩領の場合					計
	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4		
A	5	1					6	1				1	
B	13	1	1				15	12	3			15	
C	9	3					12	8	2	1		11	
D	10	3	2	1			16	6	3	1		10	
E	9	4			1		14	4				4	
F	7			1			8	1				1	
G	3	1					4						
H	2						2						
計	58	13	3	2	1		77	32	8	2		42	

岡山藩領の場合をみると、5戸以下の小規模の部落が多く分布しているのは児島半島であり、その多くが干拓地や新田開発地に大体合致する点から、それらの部落は、新田開発に関係していたのではないかと考えられるが、この推量を裏づける例として、岡山市西大寺五軒屋の部落が沖新田にあるということがあげられる。岡山藩の穢多寺であった常福寺には古い過去帳は残っていないが、天保6年(1835)の過去帳にその存在が記録されていることから、明治維新以後に他から移住してきたのではないことは確かである。沖新田(1918町歩)は、領主が年貢増加を目ざして開発し、元禄5年(1692)に完成した藩営新田で、1反につき30匁を納めさせては耕地を分与していたが、出銀の条件などからみても、実質的には零細農民でさえ入植には多大の制約があったことから、⁴⁾ 沖新田にある部落は当時恐らく新田開発のために使用されたと考えてよいだろう。

第4表から、岡山藩領の場合は、部落を統計的に3つのクラスに分類することができるであろう。すなわち、第ⅠのクラスはA～B、第ⅡのクラスはC～F、第ⅢのクラスはG～Hである。第Ⅰのクラスは社会的機能という面からみれば、あまりにも規模が小さすぎて、江戸時代においても昭和10年現在の所在地にあったか否かわからない次に、第Ⅱのクラスにはいる規模の部落の分布をみると、全体の65%に及び、岡山藩領全体に分布しているが、特に街道筋に約5km間隔で分布している。⁵⁾ この5kmという距離は半日で往復可能

な距離であるが、これは近世封建権力が部落を警察あるいは交通運搬上で利用するために配置したものもいくつかあるのであろう。穢多とか非人とかいわれた人々が目明や非人番として警察の末端的役割を担っていたことが史料からわかる。⁶⁾ ところで、岡山藩の場合、街道筋に分布する部落の多くは、河川筋に分布していると言うこともできる。特に、岡山城下を貫流する旭川水系と西大寺を流れる吉井川水系を中心に分布している。部落が河川筋に分布する理由として、岡山藩の場合、穢多といわれた人々が、(1)物資の輸送に携わっていたこと、(2)斃死牛馬の処理や囚人の護送・獄門や死刑の執行に携わったこと、(3)権門・社寺に隷属して清掃・造園・普請・造園など使役させられていたらしいこと、(4)課役免除の土地を求めて定住したらしいこと等々が挙げられるが、これらのことがはっきりしているのは近世になってからである。

ところで、第3表で特に部落が密集している所のあることがわかれよう。これらは城下町周辺と水陸交通の要衝で、在方商業の発達した地域である。このことについては岡山藩にも松江藩にもあてはまるので後で述べよう。

最後に、第Ⅲのクラスの規模の部落は7つあるが、そのうち4つが「カワタ」村であり、他の穢多村より皮革を生産することに重点が置かれ、それだけ封建権力によって優遇されたためか、あるいは皮革を商品生産として売買したため、生活がある程度安定し、したがって人口が増加する可能性があったのであろう。他の3つのうち1つは、役人村として藩権力から保護され、残りの2つも早くから農業をして生活基盤が他の穢多村に比べて割合安定していたようである。

さて、松江藩の場合は、前にも述べたように、全般に部落の規模が小さく、岡山藩の場合のように顕著ではないが、第4表からあえて3つのクラスに分類するならば、第ⅠのクラスはA～Bであり、第ⅡのクラスはC～D、第ⅢのクラスはE～Fとなろう。前述のように、松江藩では鉢屋といわれた人々が賤民政策の中心的対象となっているが、実際には、穢多といわれた人々は「カワタ」として皮革生産あるいは皮細工だけに専従せしめられていたことを意味すると言ってよいだろう。

松江藩は、山陰地方というやや後進的な位置にあるため、岡山藩程に在方商業が発達せず、皮革を生産しても商品生産として大いに売買するということまで行かず、したがって部落の規模が大きくなる余地はあまりなかったのであろう。第Ⅲのクラスにはいる部落が「カワタ」村であるとは言えないようだ。⁷⁾ 次に、第Ⅰのクラスに属する部落は、鉢屋といわれた人々の部落で、竹細工を業とし、又歌舞して哀れみを乞い、無芸の者は自ら鉢屋と称して食を乞う等々して生活していたのであろうと思われるが、⁸⁾ 街道筋に分布する部落も多いので、これもはっきりしない。最後に、第Ⅱのクラスに属する部落は、新田開発地の近くや街道筋に分布することから、新田開発のために使用されたり、警備・警察の末端的職掌を担っていたと推定される。新田開発の場合、鉢屋といわれた人々が主に開拓民取締りのために使用されたことは前述したが、鉢屋といわれた人々は、往来改めの際に、吟味役の配下に目明・六人者・郡廻り等々として使用されたり、⁹⁾ また賤民視された人々の中心となって、獄門、死刑の執行などの刑吏の末端的職掌をも担っていた。¹⁰⁾

以上、岡山藩領の部落も松江藩領の部落も、時間的差異を別にして考えれば、それぞれの藩社会において、武具・馬具などに必要な皮革生産という軍事的機能、新田開発・荒廃田の復旧という機能、さらには警察的機能をもっていたと考えられる。部落がなぜそのような機能をもっていたのかは次の節で述べよう。最後に、もう一度第3表をみると、部落の非常に密集している所が、岡山藩の場合は6つ、松江藩の場合は3つほどあるが、これらのうち1つは城下町近辺であり、他は在方商業の発達した地域や代表的な新田開発地である。ここでは、城下町近辺の部落の分布について簡単に述べよう。

岡山藩では、岡山城下から6km以内の範囲に18部落が分布し、6kmから12kmの範囲では2部落しか存在せず、15kmから54kmの間では、大体3km間隔で部落の疎と密がかわるがわる分布している。このことだけでも、部落が城下を中心にして分布していることがわかるが、城下町近辺の周囲には目明やその手下を主に出して警察的な職掌を主に担っていた竹田村、皮革生産と処刑の執行という

刑吏的な職掌を主に担っていた国守村、神下村、富原村などがある。これらの部落は、岡山城下が火事の際には牢屋作廻りなどの非常警備も課せられていた。¹¹⁾ 現在部落はないが、城下の南東には平井山（古山）と門田山（新山）の両山があって藩は慶安頃から、そこに非人小屋を設け、年貢未納者や情死未遂や私通した者を非人に落して集団的に住わせた。この両山へ揚げられた非人は、「両山非人」「両山乞食」あるいは「山之者」「隠亡」と呼ばれた。

賤民視された人々の地域的定住は、松江藩の場合にもみられ、皮太は菅田村、細工峠、鉢屋は中原町、非人は新土手、山の者は宇賀山というように定まっていた。¹²⁾ 城下町構成者の居住地区の配置の最末端に賤民部落が配置されているのは、各地でみられる。安濃川と岩田川にはさまれて発達した藤堂氏の城下町津においては、穢多部落と鉢叩き部落が共に軍事的には防禦の最前線にあり、自然的には災害地域といった不利な場所におかれていたことなどはよく知られている。¹³⁾

以上で部落の分布論はひとまず終って、次に部落の社会的機能について述べよう。

(2) 部落の社会的機能

近世における部落の社会的機能として、(1)軍事的機能、(2)新田開発および荒廃田復旧の機能、(3)警察的機能という3つの段階が考えられ、それら3つの段階は、一方では近世封建社会のもつ意味と関係し、他方ではその藩の意味のうち、どの面が歴史的推移とともに強調されるに至るかということが問題となる。すなわち、藩社会を、(1)軍事社会としての秩序の面、(2)農業社会としての秩序の面、(3)身分社会としての秩序の面をもち、これら3つの秩序のヒエラルヒーが対立し、混合しあっているものと考えた場合に、その藩社会の中で部落がどのように位置づけられるかということである。

備前では、戦国大名宇喜多秀家の頃に穢多といわれた人を城下に呼びよせ穢多頭にしたり、国中穢多寺を設置するなど、賤民視されていた人々を再編成しようとした形跡があるが、実際に部落が再編され、藩社会において社会的機能をもつようになるのは、池田光政が入封直後に軍事編成を中

心にした藩体制の確立に重点を置いて、武具や馬具に必要な皮革の確保のために、領内に10カ所の「カワタ」村を公認というかたちで設置したことに求められる。したがって、この時期には、「カワタ」といわれた人々が藩権力によって他目的に使用された形跡がみられないことは既に述べた。このことは、宝永6年(1678)に光政が「彼等（一穢多）も我百姓なり、猪・狸をはぎ肉食をする事誰とてもすまじきにあらず、何そ彼等に限りて其の通りに見斥くべき事やある」（率章録）と言っていることからわかる。熊沢蕃山の影響はいうまでもない。このように、岡山藩成立の初期においては、部落は軍事的機能をもつものとして形成された。

ところが、藩体制が確立していく段階では支出は増大し勝ちで、財政は決して安定したものではなかった。承応3年(1654)の大災害を契機として、一方では極度の惨状を救済して復興を図るために、他方では給人の知行権を骨抜きにして藩主権力を強化するために、従来の地方知行制度を改変したり、明暦2年(1656)には、新田開発を不可避なものとして、積極的に開発すべきであると、しかも新田を高請地にしないという保護政策をとっている。その他、種々の農民政策を出したが、延宝・天保(1680年前後)頃には慢性的な天災・凶作が続き、おびたしい潰百姓(絶人)を続出した。このおびたしい潰百姓の続出は、農民層の分化をもたらし、その結果、商品経済の一層の発展をうながし、小作・日雇いをして小商人化せしめ、「ざるふり商人」や「居商」と呼ばれる小商人層を作り出し、あるいは離村出来奉公を生じさせたのである。元禄以降には、新田開発や商品生産の進展に伴う商品貨幣経済の浸透によって、藩権力の再三再四の諸制限や統制にもかかわらず、以前から「在町」と呼ばれていた地域を中心に在方商業が発達するとともに、散田・手余地の激増や在方奉公人の拡底をみるようになり、藩権力にとって深刻な問題となった。元禄5年(1692)に完成した沖新田の開発に、穢多といわれた人々が使用されたことは既に述べたが、散田・手余地に対する対策の一つとして、新田開発の場合と同様に、散田・手余地の耕作に賤民視された人々が使用されるようになるのである。岡山藩では

穢多といわれた人々は、このような社会的背景のもとに、早くから本百姓株にあたる一打株を所有し、農業を行っていたが、それは決して脱賤民化して百姓の身分になったことを意味するものではない。彼等は穢多百姓として地種の悪い土地を耕作させられ、それだけでは生活できないので、元禄以前では、猪や狸などの小動物、さらには犬までも殺して皮や肉をとって生活し、元禄以後では、日雇い稼ぎをしたり、草履・藁鞋などを作って生活していたのである。

ところで、松江藩でも、松平初政の財政状態はあまりはかばかしくなく、早くから開発事業に着手し、寛文8年(1668)、すでに、鉢屋といわれた人々を開拓民取締りのために使用し、天和3年(1683)には、開拓民の取締りのために、鉢屋といわれた人々に屋敷料田地を与えて強制移住させていることはすでに述べた。しかし、松江藩の場合は、岡山藩の場合のように、鉢屋・カワタといわれた人々が、散田・手余地を預り作したり、買い込んで耕地を拡大することは、許されていなかったようだ。

岡山藩では、天災・凶作などで重なる財政難を克服するために、種々の改革が行なわれ、家臣団の俸禄が「脩上」げられたり、様々の支出節減や倭約・簡略の励行が図られて、天和3年(1683)頃には一応安定をみたが、莫大な借銀が残され、ここに藩社会の変質を余儀なくされ、元禄期には軍事社会の秩序の面よりも農業社会の秩序の面が強調され、続いて身分社会の秩序の面が強調されるようになるのである。天和3年(1683)頃から穢多といわれた人々に対して、「在々ニて請酒乍御法度、しのひしのひに売申由ニ御座候、ケ様之ものハ乞食払之穢多とも、見合次第ニ押取候様ニ可被仰付候」。¹⁴⁾とあり、次第に警察の末端的役割を担わせ、そして、元禄11年(1698)には、城下町の岩田町に目明家を設置して、穢多といわれた人を目明にして、竹田村に発返し上田5反10歩半を御免帳外にて与え、袴上下共許して徒格に准ずる取扱いをするなどの待遇をし、その目明の手下に、同じ穢多の身分の者をつけ、賃米を払って領内の警備にあたらせるなどして、本格的に警察の末端的職掌を課した。¹⁵⁾ 穢多といわれた人々は藩権力によって目明に起用されたことは、他方

では権力の発動における形式的側面をうけもつという役目を負わされたことによって、却って差別の強化と分裂支配のメカニズムとして作用していくのである。

城下近辺の部落は、既に述べたように、目明やその手下として、警察的機能をもっていたが、元禄15年(1702)頃から、刑の執行と死体の取捨処分職掌もさせられるようになった。この件に関しては、国守村穢多頭と隠亡である非人頭との間で職掌論争が起り、正徳2年(1712)、藩権力は処刑と死骸の取捨処分に関する穢多と両山非人(隠亡)の職分を決定している。¹⁶⁾

元禄一享保期頃から、商品経済の発達とともに藩体制の矛盾が表面化してくると、藩権力は身分社会の秩序の面を強調することによって、藩体制を維持しようとしたのである。

正徳3年(1713)には、穢多といわれた人が城下の石関口御門の北御門・石山南御門より内、土倉市正殿御門の外下馬門より内へ入ることを遠慮するよう申しつけ、城下町の一角に、穢多といわれた人々の立入を禁止し、また享保7年(1722)には、穢多といわれた人の四国西国の廻国願いを却下している。¹⁷⁾ これらの例からも、後期封建社会を維持するために、身分社会の秩序を強調していることがわかるであろう。

18世紀後半になると、穢多・非人といわれた人々の中にも平人より豊かな生活をするものも出てきたのであろうか、宝暦6年(1756)には、藩独自で、「惣て穢多非人払等身分賤しきを忘れ、在中市中御帳付之者へ対し、非礼成致し方間々有之却って平人よりハ身分高振有之趣相聞へ甚不届に候、此已後急度相慎ミ、礼儀正敷可仕之旨乾度可申付候¹⁸⁾」という差別法令を出しており、安永7年(1778)には、幕府の触書として、さらに一層露骨な身分差別の法令を出している。¹⁹⁾

18世紀後半になると、このように藩権力によって身分的差別の強化が行なわれたが、他方、部落の方でも、散田・手余地などを請込み耕作することによって、次第に藩の権力から離れていくものもあつた。寛政の頃までに穢多寺の常福寺を檀那寺としていた部落のうちで、和気郡の2部落が、天保9年(1838)あるいは万延元年(1860)までに、部落の近くの寺へ移っている。しかし、新

に6部落が常福寺を檀那寺としていることから、藩権力に改めて部落を再編成しようとする意図があったことがみとめられる。²⁰⁾ところが、江戸時代後期には、穢多寺常福寺に統合され、何らかの意味で全体社会—「藩」—のレベルにおいて機能していた部落と、常福寺を離れて行ったり、別の宗旨・檀那寺をもち、直接には藩権力の支配を受けなかったが、周囲の村の散田耕作など請負うことによって成立っていた部落、そして未だ部落をなさず、村の隷属民として村在していたものなどが同時に存在していたのである。

最後に、岡山藩では、安政2年(1855)に、「穢多衣類無紋・洪染・藍染に限り候は勿論の事に候。(下略)」²¹⁾という俵約令が出されたのに対し、安政3年(1856)領内53カ村の部落の人々8000人(藩側史料では2000人)が集会して、家老伊木氏の在所である邑久郡虫明村へ向って歎訴しようとした部落解放闘争の先駆と考えられている事件が起ったことを忘れてはならない。この事件は、安政3年の洪染一揆といわれるもので、結果的には失敗に終わったが、部落の人々は、決して藩支配体制下の単なる客体としてのみ存在しつづけたのではないことを付記しておこう。²²⁾

以上、岡山の藩を中心に述べてきたが、松江藩でも、大体似た経過を辿っている。延宝2年(1674)には、「1. 諸勸進之者へ御国境ニ而相改御國中へ不可入来者於有之者、ハチャヲ相添送返シ可申事」²³⁾とあり、寛延元年(1748)には、

「1. 村々へ酒売之者令徘徊候者、見合次第鉢屋共押へ取候様可有御申付候、出役人へモ急度申付候、(下略)」²⁴⁾とあることから、岡山藩では穢多といわれた人々が、国境や村の警備に当たったのが、たかだか天和3年以後であるのに対し、松江藩では、すでに延宝2年、さらに遡れば、前述した寛文8年(1668)、すでに、鉢屋といわれた人々が警察的機能をもっていたといえる。松江藩は、既に少し述べたように、藩政初期より財政難であり、しばしば家臣の俸禄を下げるなどしたにもかかわらず、寛文11年(1671)には赤字は7万3955俵の不足となっていた。そして延宝2年(1674)には、財政の穴埋のために、藩札を発行しなければならなかったのである。²⁵⁾

18世紀中葉には、藩の財政は窮迫の極に達し、

連年の凶作から国歩艱難、さらに叡山山門の修築手伝、京都奉賀使、出雲大社造営の費用などが相つぎ、しかも百姓一揆が起るなど、松江藩の苦難の時期であった。この時期には、賤民視された人々に対する藩令が多く出されている。延享2年(1745)には、依服の奢侈をいましめ、違乱のものがあれば、鉢屋といわれた人々に申付けて剝取らせることを命じており、²⁶⁾寛延元年(1748)には、賤民視された替女座頭の御免屋敷を年貢地にしようとしたり、鉢屋に技荷取締りをさせたり、酒売の者を取締らせたりなどして、鉢屋といわれた人々に警察の末端的役割を課している。²⁷⁾そして、さらに明和年間(1764—71)に、乃木光重(祭)寺、宇賀円福寺、福富竹園寺の3寺を鉢屋寺としている。²⁸⁾これらのことから藩権力が、この時期に部落を再編成し、藩体制の維持に利用しようとしたことがわかる。

松江藩では、鉢屋を中心とする賤民視された人々が、刑吏の末端的職掌に従事したのは、何時頃からかはっきりわからないが、史料では初期のものがみあたらないことから、比較の後になってかららしい、いずれにせよ、身分社会としての秩序の面を強調することによって、後期封建社会を維持しようとしたことは明らかであろう。

さて、岡山藩における部落には、近世において穢多といわれた人々の集落のほか、隠亡・非人といわれた人々の集落もあれば、説教と呼ばれた人々の集落もある。他方、近世において、穢多といわれた人々のいた村のすべてが、現在の未解放部落になったというわけではない。松江藩における部落も、鉢屋といわれた人々の集落もあればカワタといわれた人々の集落もあるが、近世において、鉢屋といわれた人々のいた村のすべてが、現在の未解放部落になったというわけではないことはいうまでもない。

以上のように、部落がそれぞれの地域で、それぞれの時代に種々の社会的機能をもっていたからこそ、部落が形成され、長い間差別され続けてきたのである。すなわち、部落は、近世初期においては、軍事社会としての秩序が強調された時期には、軍事的機能をもち、農業社会として秩序が強調された時期には、新田開発や荒廃地の復旧の機能をもち、身分社会としての秩序が強調された時

期には、警察的機能をもっていたことによって、形成され、存続することとなったのである。

註

- 1) 領家穰, Kwansei Gakuin University Annual Studies, vol. xiv, 1965, 11, p. 80. 参照。
- 2) 中国地方の県別・規模別・地域別による部落の分布は、拙稿「全体社会からみた部落—未解放部落の形成過程、備前藩の場合—」『部落問題研究』第27号所収) 参照。これは、筆者の修士論文「全体社会からみた部落」をまとめたものである。
部落の人口比では、近畿地方が最も多く、43.7%を占め、中国地方は14.8%である。
- 3) マッピング法に使用した統計資料は、昭和10年の中央融和事業協会の「全国部落調」によった。この調査にはいろいろ問題点があるが、他に資料がないのでやむを得ない。この調査は、近世における穰多・非人・茶笥(鉢屋)などといわれた人々の配置を正確に投影しているものではないことを留意しておこう。
- 4) 谷口澄夫『岡山藩政史の研究』pp.400—401. 参照
- 5) 岡山藩における街道筋にの未解放部落の分布、特に近接部落間距離に関する分析は、拙稿、前掲論文あるいは修士論文を参照されたい。
- 6) 穰多とか非人とかいわれた人々が、目明や非人番として活躍していた記録はかなりある。詳しくは拙稿、前掲論文(修士論文) 参照。
- 7) どの部落が「カワタ」部落であり、どのように分布しているのかは、厳密な調査をしていないのでいまのところははっきりわからない。
- 8) 松江藩儒桃世明著「坐臥記」, 浜田孝志『近世賤民制の研究—出雲地方を中心として—』p. 15.
- 9) 『松江市誌』p. 635.
- 10) 島根県庁広報文書課蔵「御仕置名目仕方」天保11年, 浜田孝志, 前掲書p. 25.
- 11) 拙稿, 前掲論文参照。
- 12) 『松江市誌』参照。浜田孝志, 前掲書 p. 18.
- 13) 西田彦一, 「都市部落の問題」(『現代都市の諸問題』p. 182. 参照)
- 14) 藩法研究会編『藩法集Ⅰ岡山藩下』p. 217
- 15) 拙稿, 前掲論文参照。
- 16) 同上。この時期に部落の再編成が一応完了したと考えてよいだろう。
- 17) 『藩法集Ⅰ岡山藩』上 p. 330, 下 p. 308.
- 18) 『藩法集Ⅰ岡山藩上』p. 330.
- 19) 同上, p. 331.
- 20) 宗旨の面からみた部落の統合に関しては、拙稿,

前掲論文参照。

- 21) 『続池田家履略記』, 谷口澄夫, 前掲書 p. 475. 参照。
- 22) 洪染一揆に関しては、大西豊五郎『禁服訟難難訴記』, 柴田一「洪染一揆の研究〔一〕」(『岡山史学』第20号所収) 参照。
- 23) 松原基編纂「松江藩出雲国令」(京都帝国大学法学部日本法制史研究室編『近世藩法資料集成』第3巻所収, p. 203)。
- 24) 同上, p. 314.
- 25) 岩成博「松江藩」(児玉幸多・北島正元編『物語藩史』第6巻所収, p. 415.)
- 26) 延享2年丑10月御条目(県庁蔵), 浜田孝志, 前掲書 p. 23
- 27) 松原基編纂, 前掲書 p. 305, p. 311, p. 314.
- 28) 「雲陽大数録」, 浜田孝志, 前掲書 p. 24. 参照

む す び

部落の社会構造的意味は、以上に述べてきたことから明らかであろう。部落が形成され、長い間差別され続けるのは、部落が単に封建権力に対して少数者集団(minority group)であったということだけではなく、近世封建制、特に、幕藩体制における封建的秩序の維持ということと密接に関連した社会的機能をもっていたからである。

ところで、一口に部落と言っても、それは農村社会学で地縁社会として取扱われる「部落」(＝自然村)の性質と結びつくようなものではなく、僅かに1～2戸の部落もあれば何千戸という大きな部落も存在するように、決して一様にはとりあげられない。明治になって市制・町村制が施行されるまでは、ある部落は一つの「むら」の体裁を整えていたのに対し、ある部落は「むら」の片隅に小さな一部として、自然村の構成要素からは全く疎外された存在でしかなかった。これらの部落は、全く異質のものとして、自然村的秩序の外にあったのである。これらの部落は、市制・町村制施行以後、市町村の中へ組込まれていくのであるが、その組込まれ方の中に部落問題は胚胎してきたのである。すなわち、小さな部落の場合には、それが統合された「むら」との比重関係においてかつての全体社会的連関とか、あるいは新しい全体社会的な統一の中へ組込まれるのではなくて、市町村を媒介として組込まれて行くのである。これに対して、大きな部落の場合には、それが全体

の分業組織と密接に結びついていたこともあって新しい全体社会との直接的な連関を強く要求することとなって行くのである。

明治維新における藩社会の崩壊と、それに対応する「むら」と「えたむら」との部分的統合の問題の中に生じた部落問題の分析は、他の機会に行なうこととしよう。

本稿でに、近世封建制、特に幕藩体制期に焦点を合わせて論じてきたが、残念ながら、関係資料がほとんど手にはいらなかったので、論証不十分

な点も多くあるが、現在のところやむを得ない。卷末付録として、松江藩領における戸数別未解放部落分布図をつけておく。

註

- 1) 岡山藩における未解放部落の形成過程に関しては拙稿「全体社会からみた部落—未解放部落の形成過程備前藩の場合—」（『部落問題研究』第27号所収、あるいは修士論文（43年度）を参照されたい。
- 2) 岡山藩領における戸数別未解放部落分布図は、拙稿、前掲論文を参照されたい。

